

ヤングケアラーを知っていますか

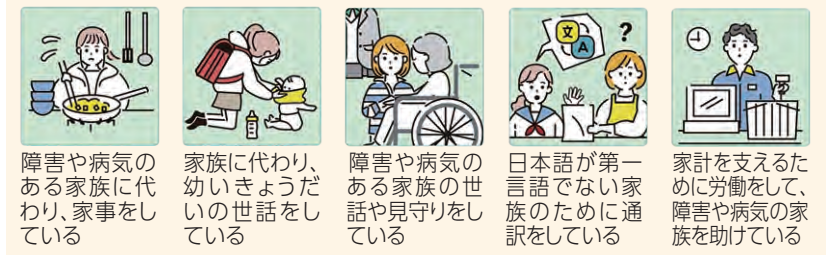
今年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーへの支援が法律に明記されました。
岡こども青少年支援部(☎504-2973、☎504-2727)

ヤングケアラーの定義と支援

このたび、「子ども・若者育成支援推進法」において、ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認めら

れる子ども・若者」と定義され、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象として位置付けられました。ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人などが理解を深め、子ども・若者の負担や異変に気づくことが大切です。

◆ヤングケアラーは、例えば、こんな子ども・若者たちです 出典:こども家庭庁



◆ヤングケアラーだと何が心配?

家事や家族の世話などを日常的に過度に担うことにより、
●遅刻や早退、欠席を余儀なくされる、家庭での学習時間が確保できないといった影響や進学を断念するなど進路選択に影響が出ることがある

●部活動や放課後・休日の友人との付き合いなどが制限されることがある
●就業時間が制限されることがや、希望する職種や勤務先への就職を断念することがある
●心的なストレスを抱えることがある

▶相談できる窓口があります

*祝、(休)、年末年始、8月6日は除く

■こども家庭センター(区地域支えあい課) (月)~(金)の8:30~17:15*
18歳までのヤングケアラーに関すること

中	☎504-2739	南	☎250-4160	安佐南	☎831-5017	安芸	☎821-2827
東	☎568-7794	西	☎294-6519	安佐北	☎819-0639	佐伯	☎943-9773

■青少年総合相談センター「青少年相談」 ☎242-2117 (月)~(土)の9:00~17:00*

■こどもの相談センターわかくさ ☎263-3058
(児童家庭支援センター) 毎日(休)、年末年始は除く) 10:00~19:00

18歳までのヤングケアラーに関すること

■児童相談所 ☎263-0694 (月)~(金)の8:30~17:15*

※虐待の通報、相談は24時間電話受け付け

市HP ページ番号

384957



市立美鈴が丘高等学校に新学科

同校の普通科は、令和7年度4月から新しい普通科「グローバル探究科」に生まれ変わります。文部科学省「普通科改革支援事業」の指定を受け、将来地域社会のリーダーとして活躍できる人材育成を目指します。
岡教育委員会指導第二課(☎504-2704、☎504-2142)

グローバル探究科では、地球規模(グローバル)の視点で地域(ローカル)の魅力や課題を問い直すなど、グローバルとローカルの両方の見方・考え方を働かせた学びにより、資質・能力を育成します。

グローバル探究科のポイント!

- 「やってみよう!」をやってみよう
探究活動の時間数を大幅に増やします
- 「行っちゃえ! 海外」
海外修学旅行が選択できるようになります(予定)
- 「やってみよう!」が成長のカギ
生徒主役の学校運営を目指します
- 担任は「1人じゃない」
チーム担任制を導入します(予定)



9/7(土)と10/12(土) オープンスクールで魅力を実感!

同校を訪れて、グローバル探究科の魅力を実感してみませんか。
【時間】9:30~12:40
岡同校(佐伯区美鈴が丘緑二丁目13-1)
オープンスクールの申し込みやグローバル探究科について詳しくは、同校ホームページで。
美鈴が丘高等学校 検索



児童手当が拡充されます

子育て世帯への経済的支援の強化を図るため、令和6年10月分(12月支給分)から制度拡充を行います。
岡こども青少年支援部(☎504-2161、☎504-2727)

拡充内容

- 所得制限撤廃
- 支給期間を「中学校修了(15歳到達後の最初の年度末)まで」から「高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)まで」に延長
- 第3子以降の支給額を増額
- 第3子以降の多子加算のカウント対象となる子の年齢を「高校生年代まで」から「大学生年代(22歳到達後の最初の年度末)まで」に拡大
- 支払い回数を年3回から年6回(偶数月)に変更

【対象】次の①②のいずれにも該当する人

- ①広島市に住民登録がある人
- ②国内に住む0歳から高校生年代までの児童を養育している人

【支給月額】

区分	現行 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分から)
3歳未満	1万5000円	第1子・第2子:1万5000円 第3子以降:3万円
3歳から 小学校修了まで	第1子・第2子:1万円 第3子以降:1万5000円	第1子・第2子:1万円 第3子以降:3万円
中学生	1万円	
高校生年代	支給なし	
所得制限	あり ●所得制限限度額以上、所得上限 限度額未満:一律5,000円 ●所得上限限度額以上:資格消滅	なし

【手続き】次のA~Dのいずれかに該当する人は、申請が必要です(公務員の人は勤務先から支給されます。手続きについては勤務先にご確認ください)

- A所得超過により、受給資格が消滅または認定請求が却下になっている人
- B中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育しており、高校生年代の児童を支給要件児童として申請していない人
- C中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している人
- D新たに多子加算のカウント対象となる大学生年代の子を養育している人

所定の申請書を、9月30日(月)(必着)までに区福祉課へ。申請書など詳しくは、市ホームページか区福祉課で。

市HP ページ番号 279012



岡区福祉課

区	電話	ファクス	区	電話	ファクス
中	504-2569	504-2175	安佐南	831-4945	870-2255
東	568-7733	568-7781	安佐北	819-0605	819-0602
南	250-4131	254-9184	安芸	821-2813	821-2832
西	294-6342	294-6311	佐伯	943-9732	923-1611

広島広域都市圏

はっしー漫遊記 132

わがまち 今昔物語

ひろしま都市犬はっしー

坂町 行楽に最適な「高尾山城跡」

市は「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、近隣29市町と連携・交流を進めています。

広島広域都市圏 検索

坂町坂地区にある標高233mの高尾山城跡(通称:天神堂)からは、瀬戸内海の島々や広島市街地が一望できます。この城跡は、室町時代に水軍の棟梁であった野間氏の戦略上重要な拠点で、現在も遺構が残っており、平成4年に町指定文化財となりました。天神堂までは遊歩道も整備されています。「ウォーキングのまち」坂町で歴史や自然を楽しみませんか。

私が紹介します!

坂町 教育委員会生涯学習課 奥羽場 朱里さん